

(別紙)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

〔令和2年3月24日〕  
閣議決定

立皇嗣宣明の儀当日（4月19日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。

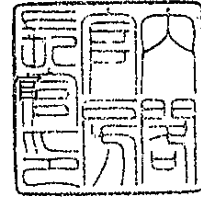


閣総皇式第1号

令和2年3月24日

経済産業大臣 殿

内閣官房長



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。